

令和4年第4回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和4年4月25日(月)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時55分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢 那 瀬 信 一 郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 根岸伸年
 次 長 清水周二
 書 記 青木智史
 書 記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和4年第4回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は全員ですので、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和4年第4回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第25号から議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3、議案第28号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、中島広文委員と金子達委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第25号から議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第25号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第25号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人は、申請地の道路を挟んだ東側の住宅に居住しておりますが、現在、利用している借り入れの駐車場が狭く、困っていたところ、申請地を譲って頂けることとなり申請に至ったとのことです。申請地の転用許可が下りた際には、借入地は返却することになっていると伺っております。</p>
<p>議長</p>	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>柴崎推進委員</p>	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>柴崎推進委員。</p> <p>去る23日の午後1時から、新井委員、福島委員、わたくしの3名で現地調査をおこないました。現地については、事務局から説明があったとおりですが、申請地については、隣接する農地の所有者である、(譲渡人名)さんが所有している土地で、(譲受人名)さんが、その農地を借り受けて、家庭菜園を営んでいたそうですが、家族で車を4台、使用しているということで、今回、駐車場として必要な部分のみを譲ってもらったとのことです。</p> <p>現地確認の際、(譲受人名)さんにお会いすることもできまして、駐車場ができれば、大変便</p>

	<p>利になるとのことでした。境界もはっきりしていまして、分筆もされておりましたので、問題ないものと考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 25 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 25 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 26 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 26 号について、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>都市計画法の用途地域内にある農地が、本議案の申請地になります。</p> <p>譲受人は、町内の借家に居住しておりますが、両親と協力して生活することも多く、実家近くで自己用住宅の建築を検討していたところ、今回の申請地を譲ってもらえることとなり、申請に至ったとのことでした。</p> <p>公図をご覧になって頂きますと、申請地の間に水路がございますが、町の建設課からは、払い下げの見通しが立っていることを確認しております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1)の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>梅澤委員。</p>
梅澤委員	<p>特段ございません。問題ないものと考えます。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>柴崎推進委員。</p>
柴崎推進委員	<p>敷地の中の水路は、占用ではなく、払い下げの許可が出たということですか。これはどのような条件であれば、払い下げができるのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>こちらにつきましては、前回の農業委員会でご審議頂いている案件の東隣になるものでございます。今回の案件についても、水路を払い下げにあたり、付け替えをし、払い下げをするということで伺っておりまして、占用ではないことを確認しております。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 26 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 26 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 27 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 27 号についてご説明申し上げます。</p>

事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人は、町内の借家に居住しておりますが、妻とともに自己用住宅の建築を検討していたところ、岳父より土地を貸してもらえらることとなり、申請に至ったとのこと。</p> <p>兼業として農業にも携わっており、このたびの住宅とともに、農業用資材や機材などを収納できる倉庫も併せて建設する計画とのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地への営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 中島広文委員	<p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。</p> <p>中島広文委員。</p> <p>議案第27号について、ご説明いたします。昨日の4月24日の午後1時30分に、清水推進委員とわたくしで、面談と現地調査をしてみました。当日については、(譲受人名)さんは、都合がつかないということで、お会いできませんでしたが、(譲渡人名)さんに立ち合いをして頂くことができました。内容については、事務局の説明のとおりでありまして、畑についても、きれいに管理されておりまして、境界杭も埋設してありました。周辺農地の支障もないものと思っておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第5、議案第28号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第28号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページから4ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定(移転)につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第18条第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確となり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第3条の許可が必要となるものですが、この利用権設定により賃借をする場合につきましては、農地法第3条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第28号につきまして、ご説明申し上げます。</p>

借受人は、(議案書整理番号1の借受人)以下10人です。

貸付人は、(議案書整理番号1の貸付人)以下16人です。

合計51筆で、48,289㎡、そのうち、田が7筆で、6,733㎡、畑が44筆で、41,556㎡となります。

なお、ご決定をいただきました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用集積計画を告示いたします。

説明は、以上でございます。

議長

この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。

(委員の中から、「なし」の声)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。

以上で全ての議案審議が終了しました。

委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。

(委員の中から、「なし」の声)

議長

事務局から何かありますか。

事務局長

事務局から1点、ご連絡いたします。

今回の総会ですが、5月25日、水曜日の午後1時30分からでお願いいたします。

繰り返し申し上げます。

5月25日、水曜日、午後1時30分からでお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは他に無いようですので、令和4年第4回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

中島 広文 委員 金子 達 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年4月25日

議 長

室岡重雄

委 員

中島広文

委 員

金子達